

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について (法第 119 条第 4 項)</p>
<p>概 要</p>	<p>1 行政機関等匿名加工情報の提供制度 (1) 改正個人情報保護法(以下「法」という。)により、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人が識別できないように加工して匿名加工情報(※)を民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関に導入されます。</p> <p>※ 匿名加工情報とは、特定の個人が識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。</p> <p>ただし、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、<u>行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意</u>であるとしています。(法附則第 7 条)</p> <p>(2) 制度の流れ [行政機関等] 提案の募集 ↓ 〈民間事業者〉 提案 ↓ [行政機関等] 提案の審査 ↓ (両者による) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約 ↓ 〈民間事業者〉 手数料の支払い ↓ [行政機関等] 行政機関等匿名加工情報の作成・提供</p> <p>2 手数料 法第 119 条第 4 項は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定しています。</p> <p>ただし、個人情報保護委員会は、行政機関匿名加工情報の提案募集について、<u>当分の間、任意である</u>とされている地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、提案募集を行わない場合は、手数料を条例で規定する必要はないとの見解を示しています。</p>
<p>実施機関の考え方</p>	<p>個人情報を匿名化するにあたっては、表計算ソフトの氏名のセルを削除するだけの単純な加工では匿名化とはならず、その人が特異な属性を持っていれば個人を特定できてしまうため、特異な記述の削除・置き換えが求められるなど、データベースの性質に応じた措置が求められることとなります。</p>

一方、国や独立行政法人等については、令和4年4月から行政機関等匿名加工情報の提案募集制度が始まっていますが、それ以前から匿名加工情報と同様の非識別加工情報の提案募集制度が設けられてきました。しかし、実績としては独立行政法人に対して1件の提案があるのみです。また、地方自治体においては、全国で8自治体のみが非識別加工情報の提案募集制度を導入していますが、こちらも1件の提案があったのみです。

加工には専門的な知識が必要ですが、先行する国や独立行政法人等においても実績がほとんどなく、ノウハウの蓄積もないことから、匿名化が不十分であれば個人情報の漏えいにつながりかねません。

よって、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意であることから、行政機関等匿名加工情報に係る早急な提案募集は控えることとし、国や都道府県等の状況を注視し、制度に対するニーズを把握するとともに、データ利活用の前提となる個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、加工に必要な知識やノウハウを研究していきたいと考えます。それに伴い、当該手数料についても、改正法に伴う条例案への規定は行わないことにしたいと考えます。